

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、平成 32 年 3 月 31 日までに、管理職に占める女性労働者の割合 **10%**を目指す。まずは次のように行動計画を策定する。

1. 目標 (1)

総合職で働く女性社員の数を 20 人以上 にする

2. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間

3. 現状課題 ①応募者の職種希望に性別による偏りが見られる。
②同世代の男性労働者に比べ、女性労働者のキャリア形成が遅れがちになっている。

4. 取組内容

- 平成 28 年 4 月～ 部署毎の職種別男女比率を検証する。
- 平成 28 年 5 月～ 女性総合職が活躍できる部署、業務内容を検討する。

①在職者からの登用

- 平成 28 年 6 月～ 女性一般職と個別面談を行い、各人の希望、意志を確認する。
- 平成 28 年 7 月～ 部署責任者による推薦を実施し、人事責任者にて決定する。
- 平成 28 年 8 月～ リーダー研修（仮称）を実施する。

②新規採用

- 平成 29 年 2 月～ 女性採用計画を策定する。
- 平成 29 年 2 月～ 総合職の女性の応募を増やす為、採用ツールの内容見直し、改定を行う。
女性の採用面接官の参画。

以上